

茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金 よくあるご質問と回答

番号	区分	Q	Answer
1-1	交付対象	交付対象について知りたい。	本支援金の交付対象者は次のとおりです。 ①茨城県内に事務所または事業所を有し、小売電気事業者等から特別高圧電力の供給を受けている中小企業者等(以下「直接受電事業者」という) ②小売電気事業者等から特別高圧電力の供給を受けている茨城県内の商業施設等(以下「特定施設」という)の施設内に事務所または事業所を有し、当該特定施設で特別高圧電力から配電された電力の供給を受けている中小企業者等。(以下「間接受電事業者」という) ③小売電気事業者等から特別高圧の供給を受けている茨城県内医療機関
1-2	交付対象	自社が「中小企業」に該当することはどのようにして判断すればよいか。	中小企業基本法における「中小企業」の定義（最下部：中小企業判断表）に該当するかで判断してください。なお、中小企業基本法上の会社の定義については Q1-3を、中小企業基本法上の会社にあたらぬ事業者については、1-10 を併せて参照ください。
1-3	交付対象	中小企業基本法における「会社」とは、どのようなものか。	会社法上の会社を指します。また、会社法の合名会社の規定を準用して実質的に会社形態をとっている土業法人は、「会社」の範囲に含みます。
1-4	交付対象	どの業種に分類されるか、どう判断するのか。	総務省が所管する日本標準産業分類(最新版は第13回)と中小企業庁の対応表から判断いただきます。 【参考：中小企業庁HP「Q4」】 https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q4
1-5	交付対象	常時使用する従業員とは、どのようなものか。	「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を従業員と解しています。 基本的には、「日々雇い入れられる者」「2箇月以内の期間を定めて使用される者」「季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者」「試の使用期間中の者」「会社役員」「個人事業主」以外が該当します。 【参考：中小企業庁HP「Q3」】 https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q3
1-6	交付対象	個人事業主は、対象となるか。	原則として対象となります。
1-7	交付対象	みなし大企業（大規模法人の関連会社等）は、対象となるか。	対象外となります。 みなし大企業とは次のア、イのいずれかに該当する中小企業者です。 ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者 イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
1-8	交付対象	主たる事業はどう判断するのか。	当Q & A 1-4「どの業種に分類されるか、どう判断するのか」をご覧ください。
1-9	交付対象	従業員数は法人でみるのか、事業所単位か、個人の場合はどうに判断するのか。	従業員数は法人全体の従業員数です。個人の場合は個人の営む事業全体の従業員数です。 子会社等がある場合は、連結の人数ではなく、単体の人数を記入してください。

茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金 よくあるご質問と回答

番号	区分	Q	Answer
1-10	交付対象	中小企業基本法における「会社」以外の法人（例：特定非営利活動法人、一般社団法人、財団法人、組合等）は、対象となるか。	中小企業に準ずる場合は対象とします。
1-11	交付対象	医療施設等、社会福祉法人、保育施設、私立幼稚園、私立学校、こども食堂は、対象となるか。	保険医療機関は対象となりますが、それ以外の社会福祉法人、保育施設、私立幼稚園、私立学校、こども食堂は対象となりません。
1-12	交付対象	地方公共団体、地方公営企業又は第三セクターは対象となるか。	いずれも対象となりません。
1-13	交付対象	入居する施設が特別高圧を使用しているか知りたい。	県では確認できないため、電気料金の明細書や電力会社との契約書、テナントであれば入居施設の管理者にご確認ください。
1-14	交付対象	対象外の法人・団体が運営する施設等に入居する中小企業等（テナント事業者）は対象となるか。	施設が特別高圧で受電しており、入居する中小企業等が電気料金を現に負担していれば対象となります。
1-15	交付対象	催事販売を行った事業者は対象になるのか。	対象となりません。 ただし、催事販売を行った業者が特別高圧電力の供給を受けている商業施設等の施設内に事務所又は事業所を有し、電気料金を現に負担していれば対象となります。
1-16	交付対象	本支援金の対象期間中に開店・閉店したテナント事業者は対象になるのか。	対象となります。 ただし、閉店事業者の場合は、引き続き茨城県内で営業を継続する場合のみ支援の対象となります。 ※県内に複数店舗があり、A店舗が閉店、B店舗は引き続き営業する場合は、A店舗分も支援対象となります。
1-17	交付対象	入居している施設からは、共益費のような形で請求されており、電気料金として請求されていないが、対象となるか。	対象となりません。 申請の際に実際の電力使用量の実績が必要となりますので、電力使用量の実績が不明な場合は支援金を交付することができません。
1-18	交付対象	会社は茨城県内で、特別高圧受電施設が茨城県外にある場合は、対象となるか。	対象となりません。茨城県内にある施設に係る電気料金が支援の対象です。
1-19	交付対象	会社は茨城県外で、特別高圧受電施設が茨城県内にある場合は、対象となるか。	対象となります。
1-20	交付対象	テナント事業者の本店所在地が、茨城県外である場合は対象となるか。	本店が県外でも、店舗が県内にある場合は対象となります。
1-21	交付対象	第1弾から第3弾の申請を行っていないが、第4弾の支給対象となるか。	支給要件を満たしていれば、第1弾から第3弾の支給の有無にかかわらず支給対象となります。ただし、すでに支給が終了した第1弾から第3弾の支援金については支給されません。

茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金 よくあるご質問と回答

番号	区分	Q	Answer
2-1	申請書類	申請方法は。	申請方法は、電子申請システムによるオンライン申請のみとなります。 オンライン申請が困難な場合は事務局にご相談ください。
2-2	申請期限	郵送による紙での申請は可能か。	郵送による申請は受付けておりません。どうしてもオンライン申請ができない場合は事務局にご相談ください。
2-3	申請書類	申請にあたり、どのような書類が必要か。	申請時、次の書類を添付いただく必要がありますので、予めご用意ください。 なお、第3弾（2024年8月～10月分及び～2025年1月～3月分）を受給した事業者については、書類の提出が省略できる場合がありますので、申請フォームのご案内をご確認ください。 また、審査の過程で追加の資料等の提出を求める場合があります。 ①直接受電事業者の場合 【法人・個人事業主共通】 ・振込先口座の通帳の写し ・特別高圧電力の供給を受けて電力料金を負担していることを証する書類 ・支給対象期間の特別高圧電力の使用量を証する書類 【法人】 ・履歴事項全部証明書 ・直近の確定申告における法人事業概況説明書 ・主要株主名簿 【個人事業主】 ・本人確認書類(代表者分) ・直近の確定申告書または開業届 ②間接受電事業者の場合 直接受電事業者の添付書類に加えて ・特定施設内の入居の事実を証する書類
2-4	申請書類	添付資料「特別高圧電力の供給を受けて電力料金を負担していることを証する書類」とはどのような書類か。	小売電気事業者等が発行した検針票や「電気料金のお知らせ」等を指します。
2-5	申請書類	添付書類の「履歴事項全部証明書」は、コピーでも良いか。	履歴事項全部証明書については、原本を取得の上、それを写真等の画像データ、またはスキャンの上PDFデータでご提出ください。 コピーの画像データやコピーのPDFデータは認められません。
2-6	申請書類	添付書類の「履歴事項全部証明書」は、登記情報提供サービスで発行されたPDFデータをもって代えることは可能か。	登記情報提供サービスでは証明がされないため、認められません。

茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金 よくあるご質問と回答

番号	区分	Q	Answer
2-7	申請書類	個人事業主は履歴事項全部証明書を提出できないが、どうすればいいか。	個人事業主の方は履歴事項全部証明書の提出は必要ありません。直近の確定申告における確定申告書または開業届を御提出ください。
2-8	申請書類	「特別高圧電力の使用実績がわかる書類」を紛失した（誤って処分した）場合は、どうすればいいか。	契約している小売電気事業者等にお問い合わせください。使用電力量の実績が不明な場合は支援金の支給対象とはなりません。
3-1	申請期限	申請はいつまでに行えばいいか。	2025年11月28日（金）までとなります。
3-2	申請期限	インターネット回線の混雑等により、期限までに申請ができなかった。申請期限を延長してもらうことは可能か。	延長はできません。11月28日をもって申請ページを閉鎖し、以後一切の申請は受け付けません。
3-3	申請期限	月ごと（検針日ごと）に申請期限はあるのか。	月ごとの申請期限は設けていません。
4-1	支援金算定	施設等の共用部分の電気使用量は給付対象となるか。	原則、支援対象になりません。
4-2	支援金算定	テナント事業者の電気使用量の算定方法に指定はあるのか。	支給対象が「電気料金を、現に負担している事業者」であるため、入居する施設から電気料金を請求されている事業者が対象となります。 入居する施設からの請求書に使用電力実績が明記されている場合は、その電力使用量に応じて支援金の額を算定します。 共益費などとして、光熱費をまとめて請求されている場合で、使用電力量が明記されていない場合は、支援の対象となりません。
5-1	申請後	何度も申請する必要があるのか。	申請回数は支援対象月をまとめて1回となっています。
5-2	申請後	支援金の支払い時期はいつか。	申請から1カ月程度を予定しております。ただし審査の過程で申請内容の修正や追加資料の提出を求めた場合には支払いが遅れることが想定されます。
5-3	申請後	申請後、事務局から電話又は電子メールで連絡があった場合はどうすればいいか。	申請内容の不備について、事務局から電子メールや電話等により修正や追加資料の提出を求める場合があります。事務局の指示事項を確認のうえ、速やかに対応をお願いします。
5-4	申請後	支援金の使途について制限はあるのか。	使用制限はありません。

茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金 よくあるご質問と回答

番号	区分	Q	Answer
6-1	特別高圧の契約形態	特別高圧電力需給契約とは、どのような契約を指すのか。	小売電気事業者等と特別高圧で受電する契約を行っていることを指します。 東京電力の場合、電気ご使用量のお知らせに記載される契約種別が「特別高圧季節別時間帯別電力」または「特別高圧電力」となっています。 特別高圧は、原則、契約電力が2000 k W（2 千キロワット）以上、受給電圧が20kV(2万ボルト)以上になっています。
6-2	特別高圧の契約形態	特別高圧契約かどうか、何を見て判断すればよいのか。	東京電力の場合、電気ご使用量のお知らせに記載される契約種別が「特別高圧季節別時間帯別電力」または「特別高圧電力」となっています。 原則、契約電力が2,000キロワット以上、受給電圧が20,000ボルト以上になっています。 契約種別が分からない場合は、ご契約先の小売電気事業者等にご確認ください。
6-3	特別高圧の契約形態	特別高圧電力需給契約の相手方である小売電気事業者等に、指定はあるか。	指定はありません。
6-4	特別高圧の契約形態	特別高圧電力需給契約の料金メニュー（料金プラン）に、指定はあるか。	指定はありません。
6-5	特別高圧の契約形態	一括受電事業者と、テナント事業者の間の契約は特別高圧である必要があるか。	必要はありません。
6-6	特別高圧の契約形態	工場の運営は子会社（中小企業等）が行っているが、契約管理（契約者名義）は親会社（大企業）が行っている。この場合、支援金の対象となるか。	対象となりません。 電気料金を負担するのは通常契約者であるので、契約者が大企業である場合、電気料金を現に負担しているのは大企業となるため、支援対象外となります。
6-7	特別高圧の契約形態	自社は契約や支払業務を行う管理会社（中小企業等）であり、実際に特別高圧電力を使用して事業を営んでいるのは関連会社（大企業）である場合、支援金の対象となるか。	対象となる施設が中小企業の所有で、かつ電力受給契約を当該中小企業が行い、料金を現に負担している場合は対象となります。 ただし、当該中小企業が大企業の子会社で、みなし大企業に該当する場合は支援の対象となりません。

茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金 よくあるご質問と回答

番号	区分	Q	Answer
7-1	申請者	第三者による代理申請はできるか。	申請について委任契約等がある場合は、申請可能です。
8-1	申請単位	7月分の電気使用量とは、7月1日 から 7月31日 までの電気使用量を指すのか。	施設ごとに検針日が異なるため、必ずしも7月 1 日～31日とは限りません。 小売電気事業者等からの「電気ご使用量のお知らせ」等に「令和7年7月分」と記載があるものを「7月分」として扱います。 月の記載がない場合は、期間の初日の属する月により判断します（例：使用期間7月 8 日～8月 7 日→7月分、使用期間8月 8 日～9月 7 日→8月分）。
8-2	申請単位	9月分の電気使用量には、10月1日から検針日までの電気使用量が含まれるが、日割り計算等により10月1日 以降の電気使用量を除外する必要があるか。	11月以降の分を除外する必要はありません。
8-3	申請単位	複数の施設を運営している。各施設の電気使用量をまとめて申請してもよいか。	申請ページで施設ごとに申請していただく必要があります。ただし、共通の添付書類は省略可能です。
9-1	その他	帳票類は何年間保管すればよいか。	申請から 7 年間の保存をお願いいたします。
9-2	その他	本支援金は課税対象か。	本支援金は、事業所得に区分されることから課税対象となります。
9-3	その他	本支援金の申請・給付に関して、小売電気事業者やテナント事業者等、関係者間でトラブルが発生した場合はどうすべきか。	小売電気事業者やテナント事業者等の関係者間でトラブルについては、県は一切関知いたしません。当事者同士で解決をお願いいたします。

番号	区分	Q	Answer
----	----	---	--------

中小企業判断表	
○法人の場合	
業種分類	業種分類 中小企業基本法の定義
製造業、建設業、 運輸業、その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社
○個人事業主の場合	
業種分類	業種分類 中小企業基本法の定義
製造業、建設業、 運輸業、その他	常時使用する従業員の数が 300 人以下の個人
卸売業	常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	常時使用する従業員の数が 50 人以下の個人
サービス業	常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人